



The
Building
Center
of
Japan

B R 住-509-02
平成26年12月24日制定
令和5年4月1日改訂

中低層建築物及び工作物 性能評価申請要領



一般財団法人 日本建築センター
The Building Center of Japan

評定部 住宅・新技術課

目 次

1. 申請の対象	1
2. 性能評価基準	2
3. 申請に必要な図書等	2
4. 事前打合せから性能評価書発行までの 標準的な事務手続きフロー	3
5. 留意事項	5

1. 申請の対象

1. 1 性能評価の対象等

「中低層建築物及び工作物性能評価申請要領（以下「申請要領」という。）」は、「性能評価業務実施要領」に基づき定められています。

本申請要領は、次の（1）又は（2）の委員会で審査する建築物及び工作物（以下単に「建築物等」という。）を対象としています。ここで、工作物を申請する際に「中低層免震制振建築物の性能評価申請図書作成要領」（以下「図書作成要領」という。）を使用する場合、「建築物」とあるのは「工作物」と読み替え、「建築基準法第20条第1項第一号（第二号ロ、第三号ロ、第四号ロを含む。）の認定を受けるための性能評価」とあるのは「建築基準法施行令（以下「令」という。）第139条第1項第四号ロ（これらの規定を令第140条第2項、令第141条第2項及び令第143条第2項において準用する場合を含む。）並びに令第144条第1項第一号ハ（2）の認定を受けるための性能評価」と読み替えるものとします。

（1）中低層免震制振構造審査委員会（LV）

中低層免震制振構造審査委員会で審査する建築物等を対象としています。対象とする建築物等の規模等については、「図書作成要領」を参照してください。

（2）特別工法審査委員会（SS）

特別工法審査委員会で審査する建築物等を対象としています。対象とする建築物等の規模等については、「図書作成要領」を参照してください。ここで、「図書作成要領」において、「中低層免震制振構造審査委員会」とあるのは「特別工法審査委員会」と読み替えるものとします。

1. 2 審査委員会

中低層免震制振構造審査委員会又は特別工法審査委員会で審査します。

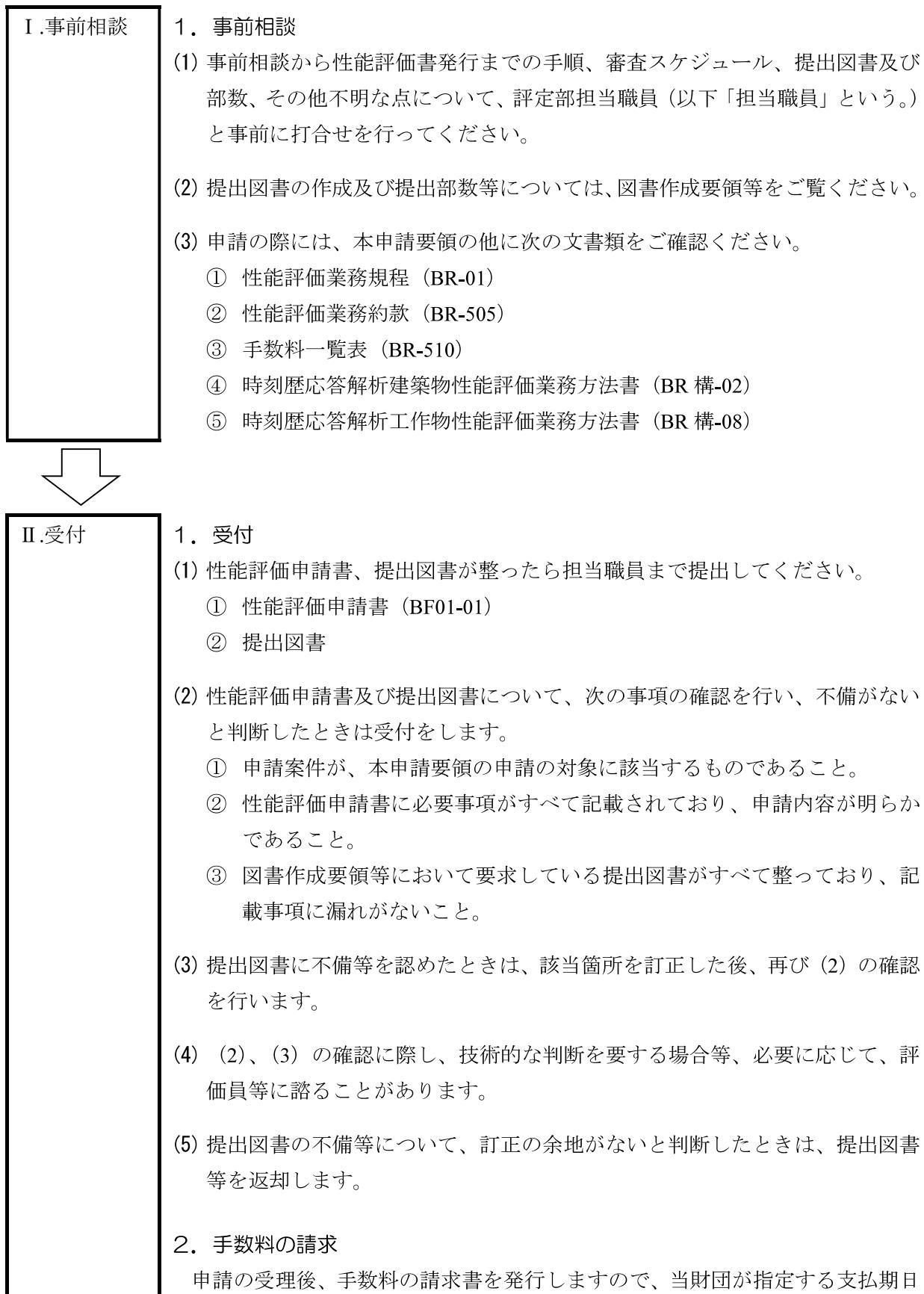
2. 性能評価基準

本性能評価の審査は、「時刻歴応答解析建築物性能評価業務方法書」、「時刻歴応答解析工作物性能評価業務方法書」に基づき行います。

3. 申請に必要な図書等

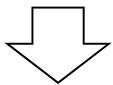
性能評価用提出図書（以下「提出図書」という。）の内容については、「図書作成要領」等を参照してください。

4. 事前相談から性能評価書発行までの標準的な事務手続きフロー



までにお支払ください。

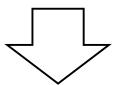
手数料が支払期日までに振り込まれない場合は、契約が解除される場合がございますので、あらかじめご了承ください。



III. 書類審査

1. 審査

- (1) 2名以上の評価員により審査します。
- (2) 審査においては、提出図書、指摘事項回答書及び指摘に伴う追加資料等を提出してください。提出方法については、「図書作成要領」等を参照したうえ、必要に応じて担当職員に相談してください。
- (3) 申請者は、提出図書等に基づき詳細な内容説明を行ってください。審査は、評価員の質疑がすべて解決されるまで行います。



IV. 性能評価 書の発行

1. 大臣認定用提出図書

提出図書（構造計算書を含む。）の内容がすべて了承された場合、大臣認定用提出図書を提出してください。内容を確認し、必要に応じて修正をしたうえで、当該資料をもとに、性能評価書及び大臣認定申請用図書を作成します。

2. 最終版図書

1. の「大臣認定用提出図書」のうち1部を「法令その他で定める『性能評価用提出図書』」として保管するため、原則として、あらためて最終版図書を提出する必要はありません。

5.留意事項

5. 1 審査期間における留意事項

- (1) 原則として、審査期間は受付を承諾した日から 6 ヶ月間です。6 ヶ月を過ぎると、審査打切りとする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 正当な理由により審査期間の延長を希望する場合は、延長理由を記載した「業務期日延期依頼書（BF50-07）」を提出してください。理由が正当であると認められた場合は、必要に応じて「業務期日延期承諾書」を交付し、審査期間を延長します。
- (3) 審査は、技術指導を行うものではありません。申請者側の対応等により、審査期間内（受付を承諾した日より 6 ヶ月間）に審査が終了しない場合は、「性能評価をしない旨の通知書（BF01-05）」を発行し、審査を打ち切る場合があります。なお、この場合、手数料は返還されませんので、あらかじめご了承ください。

5. 2 申請の取り下げ

- (1) 申請者の都合により、審査期間中に申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取り下げ届（BF01-06）を担当職員に提出してください。この場合、手数料は返還されませんので、あらかじめご了承ください。